

「G20の貿易及び投資措置に関する報告書（第20版）」
（概要）

平成31年2月
経済局国際貿易課

平成30年11月22日、世界貿易機関（WTO）は、「G20諸国の貿易措置に関する報告書（第20版）」を公表したところ、ポイントは次のとおり。

本報告書は、2008年の世界金融危機以降に導入された貿易制限措置を監視するため、2009年以降、約半年ごとにWTO事務局が作成しているもの。今回の報告書は、2017年10月16日から2018年5月15日の約7か月間に導入された措置を対象としている第20版。なお、本報告書が対象とする措置は、G20各国の通報に基づきWTO事務局が選択したものであり、措置がWTO協定と整合的であるか否かは問われていない。

- 今回の調査対象期間にG20諸国が新規に適用した貿易制限措置（関税の引き上げ、より厳格な通関手続き、及び輸出税の賦課を含む）は40件であり、月平均約8件。
- 輸入制限措置の対象となる貿易額は4,810億米ドルと推定されており、これは前回調査期間に比べて約6倍。本調査が開始された2012年以降において最大となった。
- G20諸国は、貿易促進のため、輸入税・輸出税の撤廃・引き下げを含む33件の措置を実行。月平均約7件であり、2012-2017年の傾向と一致。
- 輸入促進措置の対象となる貿易額は2,160億米ドルに増加したものの、これは貿易制限措置の半分にいたらなかった。
- 貿易救済措置に関しては、前回調査期間に比べて、G20諸国による他国の措置への調査開始の件数は減少。アンチダンピング調査の開始は今回も最も頻繁に使われる貿易救済措置である。
- 貿易制限措置の拡散により創出される不確実性が、経済回復を危機に追いやる可能性がある。さらなる激化は世界貿易にとって大きなリスクとなり、世界の経済成長、雇用や消費者価格に連鎖反応を起こす可能性がある。これを防ぐため、G20諸国はリーダーシップを発揮し、あらゆる手段を行使しなければならない。WTOは、この目的のために加盟国を支援する。